予約方法

（ご都合の良い会場・日時を選び、インターネットまたはお電話でご予約ください。）

方法	予約サイト／電話番号	受付期間・注意事項など
インターネット	申告予約サイト ※稲敷市ホームページに予約サイトへのリンクを掲載しています。	◆ 受付開始：2月 3日(月) 午前9時 ◆ 受付終了：3月16日(日) 午後4時 ◆ 受付時間：24時間受付 ◎ 希望日の前日午後４時までに、ご予約をお願いします。 ◎ ご予約の変更やキャンセルについても、前日の午後４時までに行なってください。
コールセンター	☎029-846-2330 市外局番から おかけください。 ※ 毎年、予約開始から5日間ほどは大変混み合い、電話がつながりにくくなります。インターネットからの予約もご利用ください。	◆ 受付開始：2月 3日(月) 午前9時 ◆ 受付終了：3月14日(金) 午後4時 ◆ 受付時間：各日 午前9時～午後4時(土日祝日を除く) ◎ 希望日の前日（土日祝日を除く）午後４時までにご予約ください。 【例】2/20（木）希望→2/19（水）午後４時までに予約 【例】3/17（月）希望→3/14（金）午後４時までに予約 ◎ ご予約の変更やキャンセルについても、上記の締め切りまでにコールセンターへご連絡ください。

市役所での申告相談 実施日

◆ 下の表の「○」が付いている日に相談を実施します。各会場は下記のとおりです。

江戸崎会場　：稲敷市役所本庁舎3階　331会議室　（稲敷市犬塚1570番地1）
新利根会場　：新利根公民館　研修室4　（稲敷市伊佐津3239番地1）
桜川会場　：桜川公民館　研修室　（稲敷市須賀津208番地）
東 会 場　：東支所3階　第3会議室　（稲敷市結佐1545番地）

2月 日付	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
江戸崎会場	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
新利根会場	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
桜川会場	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
東会場	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○

3月 日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
江戸崎会場	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○
新利根会場	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-
桜川会場	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-
東会場	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-

◆ １枠20分で設定しています。ご都合の良い枠をご予約ください。

①	8:45 ～ 9:05	⑥	10:50 ～ 11:10	⑪	14:05 ～ 14:25
②	9:10 ～ 9:30	⑦	11:15 ～ 11:35	⑫	14:30 ～ 14:50
③	9:35 ～ 9:55	⑧	12:50 ～ 13:10	⑬	14:55 ～ 15:15
④	10:00 ～ 10:20	⑨	13:15 ～ 13:35	⑭	15:20 ～ 15:40
⑤	10:25 ～ 10:45	⑩	13:40 ～ 14:00		

●同一世帯の方でしたら、ご家族分の書類をお持ちいただき、同時に申告することが可能です。

●ご家族分を同時に申告される場合、ご本人様分を含めて1～2人分までは１枠（20分）、3～4人分は連続する２枠（計40分）をご予約ください。

令和６年分　確定申告
令和７年度分　住民税（市民税・県民税）申告

担当：税務課

用語解説

確定申告
◎ 1年間（1月1日～12月31日）の所得を計算し、所得税（国税）を精算する手続き。
◎ 令和6年1月～12月の1年分の所得を申告し精算するので、令和6「年分」の申告と言います。

住民税申告
◎ 1月1日に住民登録をしている市区町村に対して、前年の所得を申告するもの。
◎ 確定申告とは異なり、収入がなくても申告が必要な場合があります。
◎ 集計するのは令和6年1月～12月の所得ですが、翌年度（令和7年度）の住民税（市民税、県民税）を計算するための申告なので、令和7「年度分」の申告、と言います。

※ 確定申告をする場合は、住民税申告は不要です。

年末調整
◎ 勤務先で、給与や賞与から源泉徴収（天引き）された所得税の過不足を調整する手続き。

申告の流れ

1. 確定申告や住民税申告が必要か確認する。
➡２ページ参照、またはチャットボット「ふたば」
2. 申告が必要な場合は、どこで申告するか（できるか）確認する。
➡３ページ参照
3. 会場で申告する場合は予約する。
➡市役所（４ページ参照）
➡税務署（LINEまたは整理券）
4. 必要書類などをそろえる。
➡３ページ参照
5. 申告書を作成して提出する。
➡自分で作成し郵送、または会場で作成。

▻ 市役所への来庁や、市役所の代表番号へのお電話では、申告相談の予約はできません。
▻ 申告期間中は税務課職員が各会場へ出向くため、税務課窓口での申告相談（スマートフォンの操作方法等を含む）はお受けできません。
▻ 昨年度、住民税申告をされた方には、市から住民税申告についての通知を郵送します。

会場へ出向かずに「確定申告」をする方法

【1】 紙で提出する場合

用紙は税務署、市役所にあります（１月中旬～）。国税庁ホームページからダウンロードも可能です。

◎ 確定申告に必要な用紙を入手して手書き作成する。
　または、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し印刷する。
◎ 完成した確定申告書を竜ケ崎税務署へ郵送する。
　［ 提出先 ］　〒301－8601　龍ケ崎市川原代町1182－5　竜ケ崎税務署　個人課税部門あて

【2】 電子データで提出する場合　～スマホとマイナンバーカードを使用～

◎ 必要なもの：
- ☐ スマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応のもの）
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 署名用電子証明書のパスワード（英数字６～16文字）
- ☐ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）

◎ 詳細は、下記のサイトをご確認のうえご利用ください。

● 国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
（http://www.nta.go.jp）

● 税務相談チャットボット
「ふたば」
（https://www.chat.nta.go.jp/）

申告相談までの流れ

1　申告が必要かどうか確認する

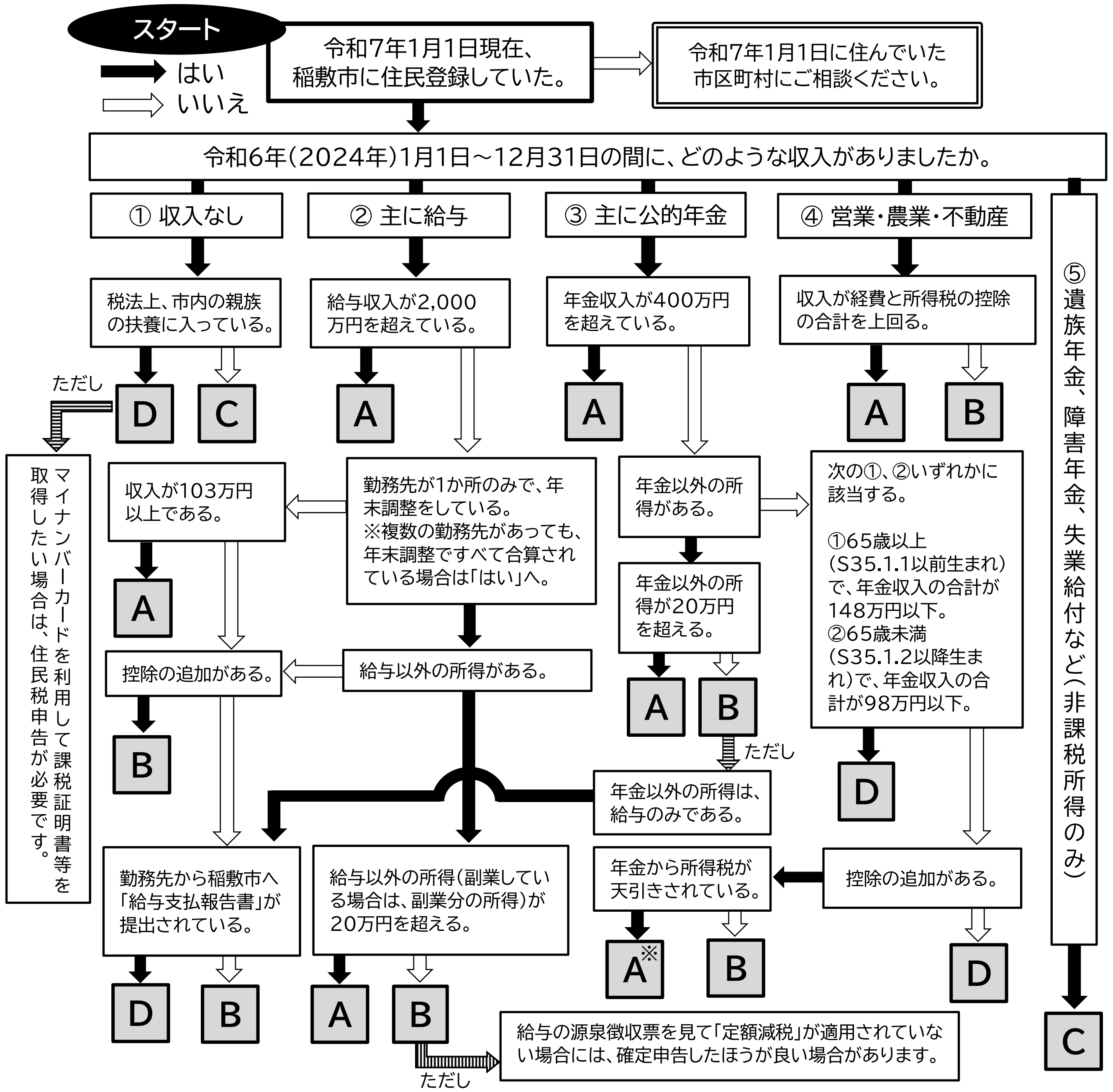

判定	結果	申告相談先	注意事項
A	**確定申告** が必要です。	竜ケ崎税務署 （稲敷市税務課）	所得税の確定申告を提出すれば、住民税申告（市民税・県民税の申告）は不要です。　※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B	**住民税申告（市民税・県民税の申告）** が必要です。	稲敷市税務課	所得税が源泉徴収されており、所得税の確定申告（還付申告）をする場合は、税務署への確定申告書提出が必要です。
C	右の注意事項に該当する方は **住民税申告（市民税・県民税の申告）** が必要です。	稲敷市税務課	国民健康保険に加入されている方、後期高齢者医療保険に加入されている方、医療福祉費（マル福）受給者の方、非課税証明書または所得証明書が必要な方、市外在住者の税金上の扶養に入っている方は、申告が必要です。
D	確定申告及び住民税申告（市民税・県民税の申告）は**不要**です。	-	所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告することで還付が受けられる可能性もあります。

2　市の申告会場で申告できる内容かどうか確認する

市で「できる」申告（確定申告の一部、住民税申告）	市で「できない」申告（確定申告）	
◆ 給与所得のみで、年末調整をしていないので還付を受ける。 ◆ 複数の勤務先からの給与収入を合算する。 ◆ 一時所得（個人年金等）の申告。 ◆ 営業、農業、不動産所得のみの白色申告。 ◆ 年金と給与を合算する。 ◆ 保険料控除、医療費控除を追加する。 ◆ 扶養親族（国内居住者のみ）を追加する。 ◆ 寄附金控除（ふるさと納税等）を受ける。 ◆ ２年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける。 ◆ 収入がなかった申告（ゼロ申告）。	◆ 令和７年１月１日現在、稲敷市に住民登録のない方の申告 ◆ 過年度分（令和5年分以前）の申告 ◆ 収支内訳書のできていない、営業・農業・不動産所得等の申告 ◆ 初年度の住宅借入金等特別控除 ◆ 住宅特定改修特別税額控除 ◆ 国外居住の親族を扶養とする申告 ◆ 消費税、相続税、贈与税の申告 ◆ 準確定申告（亡くなった方の確定申告）	◆ 青色申告 ◆ 分離課税の申告 ※土地・建物・株式等の売買、配当所得、先物取引、退職金等 ◆ 譲渡所得 ◆ 繰越損失 ◆ 雑損控除 ◆ 仮想通貨の申告 ◆ その他高度な判断を要する申告

ご自身で申告書を作成し郵送等で提出する、または市役所の申告相談を予約して申告してください。

ご自身で申告(スマホ、パソコン等)、竜ケ崎税務署へ出向いて申告(要予約)、税理士へ依頼する等の方法で申告してください。
竜ケ崎税務署：☎ 0297−66−1303(代表)
※インボイス制度、消費税、所得税の申告についての問い合わせも、竜ケ崎税務署にお願いします。

3　申告相談の予約をする

◆ 稲敷市役所で対面での申告相談をご希望の方は、４ページをご参照のうえ、ご予約ください。
※ ご自身で申告書を作成される場合は、確定申告書は竜ケ崎税務署へ、住民税申告書は稲敷市役所税務課へお送りください。

4　必要書類・持ち物の準備

◆ （※）印のついた書類は、事前に記入して、申告相談当日にお持ちください。
◆ 収支内訳書、医療費の明細書等は、１月中旬に稲敷市役所、東支所、新利根公民館、桜川公民館に備え付けますので事前にお取りいただくか、国税庁ホームページ等からダウンロードしてご準備ください。

全員		□ 個人番号がわかるもの	マイナンバーカード、個人番号通知カード等。
		□ 本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等。
		□ 銀行口座（申告者本人名義）がわかるもの	通帳、キャッシュカード等。
該当する方のみ	収入	□ 令和６年分　給与所得の源泉徴収票	勤務先が発行するもの。
		□ 令和６年分　公的年金の源泉徴収票	年金機構（年金事務所）等が発行するもの。年金振込通知書ではお受けできません。
		□ 収支内訳書（※）	営業、農業、不動産所得のあった方。
		□ 報酬等の支払調書、配分金支払証明書	報酬等の支払者が発行するもの。
		□ 個人年金の支払通知書、満期保険金の支払調書	個人年金や保険金を受け取った場合。保険会社が発行する、支払額や必要経費が記載されたもの。
	控除	□ 社会保険料控除証明書	介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等。
		□ 保険料控除証明書	生命保険、地震保険、小規模企業共済等。保険会社が発行するもの。
		□ 医療費控除の明細書、医療費通知（※）	診療を受けた人、病院ごとに領収書を整理し合計額を計算しておく。
		□ 保険金等による補填金額がわかるもの	かかった医療費について保険金や高額療養費等で補填された場合に必要。
		□ おむつ使用証明書	おむつ代を医療費控除に含める初年度は、主治医の証明書が必要。
		□ おむつ代医療費控除用確認書	おむつ代の医療費控除が2年目以降の場合、高齢福祉課へ申請し交付を受ける。
		□ 寄附金の領収書	ふるさと納税、日本赤十字社等。
		□ 障害者手帳（本人または扶養親族分）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等。
		□ 障害者控除対象者認定書	障害と同様の介護状態にある方など。高齢福祉課へ申請し交付を受ける。
		□ 住宅借入金等特別控除　関係書類（※）	住宅借入金等特別控除額計算明細書、年末残高証明書（２年目以降）。
		□ 税務署からの書類一式	確定申告のお知らせハガキ等が届いている場合は持参してください。

5　申告相談　当日

◆ 予約した時間の１０分前までに会場へお越しいただき、受付に予約番号やお名前をお伝えください。
※ご予約の時間内であっても、当日の進行状況により、お待ちいただく場合があります。
※また、ご予約の時間内に終了しない場合もありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

◆ 書類に不備等がなければ、その場で申告書を作成し、控えをお渡しします。
※控えは、ご自宅で原則５年間（事業所得等のある方は７年間）保管してください。
※確定申告書の原本は、市役所から竜ケ崎税務署へ提出します。